

会議録

名称	令和2年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	審議開始日 令和2年4月23日(木) 議決日 令和2年5月7日(木) 注：諮問事項について審議会の意見の聴取を速やかに行う必要があることから、書面開催とした。委員へは郵送で資料を送付し、書面にて意見聴取と賛否の確認を行った。
出席者	(委員) 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、いいじま、金井、岩崎、かいでん、山田、伊藤、深山、荘島、倉島、上田、佐藤、中野、橋爪
配付資料	諮問事項の資料 1 諮問事項 (1) 特別定額給付金(仮称)事業に伴う外部委託に係る個人情報の取扱いについて
発言の記録	別紙のとおり

<令和2年度第1回審議会発言記録>

1 諮問事項

(1) 特別定額給付金（仮称）事業に伴う外部委託に係る個人情報の取扱いについて

質問	区の考え方
<p>区民から区へと送付されてきた申請書（窓口業務で取り扱った申請書を含む）は、誰がどこにどうやって保管するのか。また、その期間は？ 申請書を破棄するのは、いつ誰がどうやって行うのか。</p>	<p>今般の申請書類は区が保有する文書であり、文書管理に関する規程類に従い、庁内の文書庫等、適切に管理・保存できる書庫に収納し、管理する予定です。区では、各種助成金等に関する文書については、概ね5年保存としており、保存期間が満了すれば、区が適切に廃棄します。</p>
<p>データ化された申請書類やシステムに登録された個人情報については、いつ破棄されるのか。</p>	<p>区が保有する情報については、紙文書と同様に文書管理に関する規程類に従い、管理し、廃棄します。</p>
<p>受託者への立入調査は、どれくらいの頻度で行うのか。全区民を対象にした個人情報を取り扱うことから、毎日、区の職員が立ち入る必要があると思うが、お聞きする。</p>	<p>委託事業者の事務所における個人情報の取扱いについては、実際の事務処理に同行するなどにより、現地の立入調査を行う予定ですが、毎回同行することは人員の関係からも想定していません。なお、事前に聞き取りを行っている事業者の多くは、新型コロナウイルス感染症対策として、感染者が発生した場合のリスクを分散する観点から、複数の事務所に分けて委託業務を行うことを提案してきており、具体的な調査頻度や手法を検討しています。</p>
<p>申請書の様式について、Aの「受取方法」の指定金融機関口座に関して、「当市区町村の水道料」、「水道部局」及び「水道料引落口座」の記載があるが、目黒区では該当しないものではないか。それとも、東京都水道局と連携して、いわば類推適用するのか。前者であれば、区民に誤解を与え、不要な個人場を収集してしまうことになりかねないので、削除するか、全国共通様式で修正不可なら注意書きを添付するなどの工夫が必要</p>	<p>資料としてお示した様式は国が示す標準様式であり、実際に区が作成する申請書については、ご指摘のとおり、区の実情にそぐわない部分がありますので、適宜修正して、作成する予定です。水道料引落口座などの記載は削除する予定です。他自治体での取扱いについては、確認できておりません。</p>

<p>となると考える。なお、他区等はどうするのか。</p>	
<p>申請書の様式について、「受取口座記入欄」に関して、「長期間入出金のない口座」との記載があるが、具体的でなくあいまいなため、一定程度入出金のない口座を記載された場合、実務的に対応できるのか。不要な個人情報を収集してしまうことにつながらないか。</p>	<p>申請書の内容については、分かりやすい表記となるよう、検討します。なお、口座に振り込みができないなどの場合には「不備通知」等により、申請者に連絡し、情報の再提出を求めることとなります。</p>
<p>申請書の様式について、Bの「窓口対応」の対象者であるが、資料1-1の2(5)では「口座がないなど真にやむを得ない場合に限り」となっているが、様式では「金融口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方」となっており、「真にやむを得ない場合」が特定されている。窓口で対応し、個人情報を取り扱う対象者は、このように限定の範囲となるのか。</p>	<p>今般の申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、窓口での受付は、原則として行わないとされており、様式記載のような場合に限定して、受け付けることとしています。</p>
<p>取扱個人情報には、「代理人に関する情報」も含まれると思うが、どうか。</p>	<p>手続として代理申請も想定されており、「代理人に関する情報」も取扱個人情報に含まれます。資料への記載が足りず、申し訳ありません。</p>

意見

<ul style="list-style-type: none"> ・質問事項への回答の対応、よろしく願いいたします。 ・所管にですがすでに給付金を装った詐欺が横行しています。注意喚起や警察、民生委員等との連携を宜しく願い致します。 ・委託業者への立入調査については、毎回は同行しないということだが、区民の膨大な個人情報を取り扱うので、区として厳重なチェック体制を行うよう要望します。本来なら、これほどの個人情報を取り扱う業務は業務委託ではなく区直営でやるべき業務であるが、今回は緊急を要するので、そこは特に問いません。 ・委託業者の選定が重要な業務となるため、実績等を勘案し、個人情報管理に関し相当以上のスキルを持った業者を選定されたい。今回は大量の個人情報、また、併せて金融情報を取り扱うため、万全を期されたい。
